

福島県最低賃金の引上げと早期発効について

福島県は、少子高齢化と人口の減少・流出が進み、東日本大震災当時と比較して、生産年齢人口は約20万人も減少し、人手不足が深刻化しています。

人手不足を補うための外国人労働者数は対前年比で約20%増加し、県内民間企業における障がい者の雇用数も過去最高を更新しています。パート労働者、契約社員、派遣社員などの非正規労働者の割合も雇用全体の約4割となるなど、働き手の多様化が進んでいます。国籍の違い、障がいの有無、雇用形態の違い等を理由に、労働者を低賃金で雇用することはあってはなりません。どこで働いていても、どのような就労形態であろうとも、賃金は少なくとも生活できる水準を確保した上で働きの価値に見合った金額とすべきです。

また、人口減少による消費者の購買力の低下は、企業活動の縮小や賃金のデフレ化を招き、地域経済へのダメージと更なる経済の縮小が懸念されます。そして、消費税増税による物価変動への影響も無視できません。社員・従業員の定着化を進め、製品やサービスの付加価値の向上、モノづくりの生産性向上を前提とした賃金引上げによる消費の喚起と市場拡大を目指す経済の好循環が求められています。

よって、下記事項について特段の措置を講じるよう、強く要請いたします。

記

- 1 福島県最低賃金を、毎年年率3%程度を目途に引上げを図るこ

と。また、令和元年6月に政府が閣議決定した経済財政運営と改革の基本方針において「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」とした決定に基づき相応の引上げを行うこと。

- 2 福島県内の労働力確保、人口流出抑制・防止を見据えた金額とすること。
- 3 消費税増税による物価変動の状況を見極め、増税に見合った最低賃金を担保すること。
- 4 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引上げを行う環境を整備すること。
- 5 一般労働者の賃金引上げの時期を踏まえ、福島県最低賃金の改定諮問時期を可能な限り早め、早期の発効に努めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年3月24日

会津若松市議会議長 清 川 雅 史

あて

内閣総理大臣

厚生労働大臣

福島労働局長

その他関係筋